

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

すべての子どもの育ちを応援するため、保護者の就労要件等を問わず、保育所等に通っていない生後6か月以上満3歳未満の子どもが、月10時間まで通園できる制度です。

茂原市では令和8年4月から鶴枝保育所で実施する予定であり、現在、準備を進めております。

- ◆利用できる場所 茂原市立鶴枝保育所
※現在実施している一時預かり保育事業と併せて
同じ専用保育室で実施

- ◆利用できる日 月曜日～金曜日 8：30～16：00

- ◆対 象
 - ・生後6か月から満3歳未満までの方
 - ・保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設を利用していない方

- ◆利 用 定 員 3名

- ◆利用できる時間 月最大10時間までとし、1時間単位で利用可。

- ◆利用料金 1時間300円

- ◆利用方法 詳細は検討中。3月以降、保育課ウェブページに掲載予定。

- ◆備考
 - ※それぞれの利用条件を満たせば、同じく鶴枝保育所で実施している一時預かり保育事業と併せて利用することも可。
 - ※お子さんの健康状態などによっては利用できない場合がある。